

# 歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令（学教法改正に伴う整理省令）

## 新旧対照表 目次

歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）【第一条関係】	1
保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）【第二条関係】	3
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）【第三条関係】	7
診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）【第四条関係】	9
歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）【第五条関係】	11
理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）【第六条関係】	12
臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省・厚生省令第三号）【第七条関係】	13
視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省・厚生省令第二号）【第八条関係】	14
柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）【第九条関係】	15
臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第二号）【第十条関係】	16
義肢装具士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省・厚生省令第三号）【第十一条関係】	17
救急救命士学校養成所指定規則（平成三年文部省・厚生省令第二号）【第十二条関係】	18
言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年文部省・厚生省令第二号）【第十三条関係】	20

改 正 案	現 行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の歯科衛生士学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は附則第三条の規定による学校及びこれらの学校に附設する同法第百二十四条の規定による専修学校又は同法第百三十四条第一項の規定による各種学校とする。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入学又は入所資格は学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科衛生士法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。</p> <p>二 八（略）</p> <p>附 則</p> <p>2 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第百二</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の歯科衛生士学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条又は第九十八条の規定による学校及びこれらの学校に附設する同法第八十二条の二の規定による専修学校又は同法第八十三条の規定による各種学校とする。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入学又は入所資格は学校教育法第五十六条第一項に掲げるもの（歯科衛生士法第十二条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。</p> <p>二 八（略）</p> <p>附 則</p> <p>2 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第八十</p>

十四条若しくは第百三十四条第一項の規定による歯科衛生士学校又は  
歯科衛生士養成所には当分の間、従前の規定による中学校若しくは高  
等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規程により検定に合格した  
者を入学又は入所させることができる。

二条の二若しくは第八十三条の規定による歯科衛生士学校又は歯科衛  
生士養成所には当分の間、従前の規定による中学校若しくは高等女学  
校の卒業者又は専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入  
学又は入所させることができる。

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに付設される同法第百二十四条の規定による専修学校又は同法第百三十四条第一項の規定による各種学校をいう。</p> <p>（看護師学校養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに付設される同法第八十二条の規定による専修学校又は同法第八十三条の規定による各種学校をいう。</p> <p>（看護師学校養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第二十一条第一号の学校及び同条第二号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第五十六条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定によ</p>

該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二〇二十二（略）

2）4（略）

（准看護師学校養成所の指定基準）

第五条 法第二十二條第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十七條に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。

二〇二十二（略）

（指定基準の特例）

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一條各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十條第一項に該当する者（法第二十一條第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十條第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

り当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二〇二十二（略）

2）4（略）

（准看護師学校養成所の指定基準）

第五条 法第二十二條第一号の学校（以下「准看護師学校」という。）に係る令第十一条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第四十七條に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。

二〇二十二（略）

（指定基準の特例）

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一條各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第五十六條第一項に該当する者（法第二十一條第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六條第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

#### 附則

(保健師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十八条 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は保健師養成所においては、法第五十一条第一項の者若しくは法第五十一条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十九条 第三条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項

2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第五十六条第一項に該当する者（法第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）」とする。

#### 附則

(保健師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十八条 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第八十二条の二の規定による専修学校若しくは同法第八十三条の規定による各種学校又は保健師養成所においては、法第五十一条第一項の者若しくは法第五十一条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十九条 第三条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第八十二条の二の規定による専修学校若しくは同法第八十三条の規定

の規定による各種学校又は助産師養成所においては、法第五十二條第一項の者若しくは法第五十二條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三條第一項の者若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十条 第四條第一項又は第三項の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四條の規定による専修学校若しくは同法第八十三條第一項の規定による各種学校又は看護師養成所(免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を除く。)においては、法第五十三條第一項の者若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は従前の規定による中等学校の卒業者若しくは専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入学又は入所させることができる。

による各種学校又は助産師養成所においては、法第五十二條第一項の者若しくは法第五十二條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三條第一項の者若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十条 第四條第一項又は第三項の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第八十二條の二の規定による専修学校若しくは同法第八十三條の規定による各種学校又は看護師養成所(免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を除く。)においては、法第五十三條第一項の者若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は従前の規定による中等学校の卒業者若しくは専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入学又は入所させることができる。

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校とする。</p> <p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十六（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校とする。</p> <p>（認定基準）</p> <p>第二条 法第二条第一項の学校及び養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第二条第一項に規定する文部科学大臣の認定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法第十八条の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十六（略）</p>

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十六号までを準用するほか、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十七條の規定により高等学校に入学することができる者(同法第一条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあつては法第十八条の二第二項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 (略)

(特例による学校又は養成施設の認定基準)

第五条 法第十八条の二第一項の学校又は養成施設に係る令第一条の主務省令で定める基準は、第二条第三号から第十六号までを準用するほか、次のとおりとする。

一 学校教育法第四十七條の規定により高等学校に入学することができる者(同法第一条に規定する学校以外の学校又は養成施設にあつては法第十八条の二第二項の規定により高等学校に入学することができる者とみなされる者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 (略)

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第二十条第一号の規定に基づく学校又は診療放射線技師養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の学校とは、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに附設される同法第百二十四条の規定による専修学校又は同法第百三十四条第一項の規定による各種学校をいう。</u></p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第七条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（法第二十条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は次条各号のいずれかに</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）<u>第二十条第一号の規定に基づく学校又は診療放射線技師養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。</u></p> <p>2 前項の学校とは、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による学校及びこれに附設される同法第八十二条の規定による専修学校又は同法第八十三条の規定による各種学校をいう。</u></p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第七条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に該当する者（法第二十条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は次条各号のいずれ</p>

該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二〇十三(略)

かに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二〇十三(略)

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の歯科技工士学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに付設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項に掲げるもの（歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。</p> <p>二 九（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の歯科技工士学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに付設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入学又は入所資格は、学校教育法第五十六条第一項に掲げるもの（歯科技工士法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）であること。</p> <p>二 九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（理学療法士に係るの学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十二（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（理学療法士に係るの学校又は養成施設の指定基準）</p> <p>第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十五条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は次条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十二（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第十五条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は次条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 法第十四条第一号の学校及び養成所に係る令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第五項に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十三 （略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 法第十四条第一号の学校及び養成所に係る令第十条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第五項に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第十一項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十六（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第二条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第十一項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二（十三）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二（十三）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二（十二）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（この省令の趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第四条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二（十二）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第三十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第三条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四条第四号の学校及び養成所（次項に掲げる学校及び養成所を除く。）の指定基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>（学校及び養成所の指定基準）</p> <p>第四条 法第三十四条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者（法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は法附則第三条に規定する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二 十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四条第四号の学校及び養成所（次項に掲げる学校及び養成所を除く。）の指定基準は、次のとおりとする。</p>

<p>一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で規則第十四条で定めるものの課程を修了し、及び規則第十五条で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもの（法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）に限る。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で規則第十四条で定めるものの課程を修了し、及び規則第十五条で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができるもの（法第三十四条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により同項に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。）に限る。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>4（略）</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。）（第十三条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること）。</p> <p>二 十三 (略)</p> <p>2 4</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。</p> <p>(学校及び養成所の指定基準)</p> <p>第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）又は言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号。以下「規則」という。）（第十三条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること）。</p> <p>二 十三 (略)</p> <p>2 4 (略)</p>